

第 1 1 号議案

中間市消防団条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

中間市長 福田 浩

中間市消防団条例の一部を改正する条例

中間市消防団条例（昭和32年中間市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「副団長以下」を「団長以外」に改める。

第7条第1項中「任命権者は、」を削り、「その」を「団長にあつては市長が、団長以外の団員にあつては団長が、当該団員の」に改める。

第8条第1項中「副団長以下」を「団長以外」に改める。

第9条第1項中「召集」を「招集」に、「服務する」を「職務に従事する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、招集を受けない場合であっても、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

第9条第2項を削る。

第11条中「副団長以下」を「団長以外」に改める。

第13条第6号中「団又は」を「消防団又は」に改める。

第14条を次のように改める。

（報酬）

第14条 団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。

2 団員には、別表第1に定めるところにより年額報酬を支給する。ただし、機能別団員には支給しない。

3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事した場合には、別表第2に定めるところにより出勤報酬を支給する。ただし、機能別団員には支給しない。

第16条を第18条とする。

第15条中「死亡」を「死亡し、」に改め、同条を第17条とし、第14条の次に次の2条を加える。

（報酬の支給方法）

第15条 年額報酬は、一の年度を前期（4月から9月までをいう。）及び後期（10月から翌年3月までをいう。）に分けて、それぞれの期の末月の翌月中に、別表第1に定める額に2分の1を乗じて得た額を支給するものとする。ただし、年度途中において、新たに団員となり、又は階級を異動したときはその月から、団員でなくなったときはその月まで、月割により計算した額を支給するものとする。

2 出勤報酬は、一の年度を第1期（4月から6月までをいう。）、第2期（7月から9月までをいう。）、第3期（10月から12月までをいう。）及び第4期（1月から3月までをいう。）に分けて、それぞれの期の末月の翌月中に、対象となる期に生じた額の合計額を支給するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、報酬の支給方法については、一般職職員の例による。

（費用弁償）

第16条 団員が公務のため旅行したときは、中間市特別職職員の旅費に関する条例（昭和26年中間市条例第21号）に定めるところにより費用弁償を支給する。

附則の次に次の2表を加える。

別表第1（第14条、第15条関係）

区分	金額	
団長	121,400円	
副団長	71,400円	
本部部長	60,200円	
分団長	60,200円	
副分団長	43,900円	次の各号に掲げる職務を行う者として団長が指定した団員に支給する年額報酬の額は、区分の欄に応じた金額に、それぞれ当該各号に定める額を加えた額とする。 (1) 機関員としての車両管理 11,200円 (2) 団員の指導及び育成 50,400円
部長	40,000円	
班長	37,000円	
一般団員	36,500円	

別表第2（第14条関係）

名称	単位	金額
水火災出動等報酬	1日	7,000円 ただし、8時間を超えた場合は、8,000円
警戒出動報酬	1回	3,500円
訓練出動等報酬	1回	2,200円
分団長会議報酬	1回	2,100円

(備考)

- 1 水火災出動等報酬は、災害により出動した場合に支給する。
- 2 警戒出動報酬は、災害出動以外の警戒出動、行方不明者捜索等を目的として出動した場合に支給する。
- 3 訓練出動等報酬は、各種訓練、警備、本市のイベント協力等を目的として出動した場合に支給する。
- 4 分団長会議報酬は、分団長会議に出席した場合に支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)

2 中間市特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年中間市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中第25号を削り、第26号を第25号とし、第27号から第59号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条中「第59号」を「第58号」に改める。

別表第2 消防団員の項を削る。

中間市消防団条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(任命)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 <u>団長以外</u>の団員は、団長が、次の要件を満たす者の中から市長の承認を得て任命する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(任命)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 <u>副団長以下</u>の団員は、団長が、次の要件を満たす者の中から市長の承認を得て任命する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(分限)</p> <p>第7条 団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>団長にあつては市長が、団長以外の団員にあつては団長が、当該団員の意に反して、これを降任し、又は免職することができる。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(分限)</p> <p>第7条 <u>任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(懲戒)</p> <p>第8条 団員が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>団長にあつては市長が、団長以外の団員にあつては団長が、これに対し懲戒処分をすることができる。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(懲戒)</p> <p>第8条 団員が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>団長にあつては市長が、副団長以下の団員にあつては団長が、これに対し懲戒処分をすることができる。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(服務規律)</p> <p>第9条 団員は、<u>団長の招集</u>によって出動し、<u>職務に従事するもの</u>と</p>	<p>(服務規律)</p> <p>第9条 団員は、<u>団長の召集</u>によって出動し、<u>服務するもの</u>とする。</p>

する。ただし、招集を受けない場合であっても、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

第11条 団員は、10日以上居住地又は勤務地を離れる場合は、団長にあっては市長に、団長以外の団員にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、団員の半数以上が同時に居住地又は勤務地を離れることはできない。

第13条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 消防団又は団員の名義をもって特定の政党結社若しくは政治団体を支持し、反対し、若しくはこれに加担し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与しないこと。

(7)・(8) (略)

(報酬)

第14条 団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。

2 団員には、別表第1に定めるところにより年額報酬を支給する。ただし、機能別団員には支給しない。

2 招集を受けない場合であっても水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指示するところに従い、直ちに出勤し、任務につかなければならない。

第11条 団員は、10日以上居住地又は勤務地を離れる場合は、団長にあっては市長に、副団長以下の団員にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、団員の半数以上が同時に居住地又は勤務地を離れることはできない。

第13条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 団又は団員の名義をもって特定の政党結社若しくは政治団体を支持し、反対し、若しくはこれに加担し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与しないこと。

(7)・(8) (略)

(報酬、手当等)

第14条 団員の報酬及び手当は、中間市特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年中間市条例第23号）に定めるところにより支給する。ただし、機能別団員には、報酬を支給しない。

2 団員の旅費は、中間市特別職職員の旅費に関する条例（昭和26年中間市条例第21号）に定めるところにより支給する。

3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事した場合においては、別表第2に定めるところにより出勤報酬を支給する。ただし、機能別団員には支給しない。

(報酬の支給方法)

第15条 年額報酬は、一の年度を前期（4月から9月までをいう。）及び後期（10月から翌年3月までをいう。）に分けて、それぞれの期の末月の翌月中に、別表第1に定める額に2分の1を乗じて得た額を支給するものとする。ただし、年度途中において、新たに団員となり、又は階級を異動したときはその月から、団員でなくなったときはその月まで、月割により計算した額を支給するものとする。

2 出勤報酬は、一の年度を第1期（4月から6月までをいう。）、第2期（7月から9月までをいう。）、第3期（10月から12月までをいう。）及び第4期（1月から3月までをいう。）に分けて、それぞれの期の末月の翌月中に、対象となる期に生じた額の合計額を支給するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、報酬の支給方法については、一般職職員の例による。

(費用弁償)

第16条 団員が公務のため旅行したときは、中間市特別職職員の旅費に関する条例（昭和26年中間市条例第21号）に定めるところにより費用弁償を支給する。

(災害補償)

第17条 団員が公務（団員としての公務に限る。）により死亡し、又

(災害補償)

第15条 団員が公務（団員としての公務に限る。）により死亡又は負

は負傷した場合には、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合の定めるところにより補償金を支給する。

(補則)

第18条 (略)

別表第1 (第14条、第15条関係)

区分	金額	
団長	121,400円	
副団長	71,400円	
本部部長	60,200円	
分団長	60,200円	
副分団長	43,900円	次の各号に掲げる職務を行う者として団長が指定した団員に支給する年額報酬の額は、区分の欄に応じた金額に、それぞれ当該各号に定める額を加えた額とする。 (1) 機関員としての車両管理 11,200円 (2) 団員の指導及び育成
部長	40,000円	
班長	37,000円	
一般団員	36,500円	

傷した場合には、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合の定めるところにより補償金を支給する。

(補則)

第16条 (略)

50,400円

別表第2（第14条関係）

名称	単位	金額
水火災出動等報酬	1日	7,000円 ただし、8時間を超えた場合は、8,000円
警戒出動報酬	1回	3,500円
訓練出動等報酬	1回	2,200円
分団長会議報酬	1回	2,100円

（備考）

- 1 水火災出動等報酬は、災害により出動した場合に支給する。
- 2 警戒出動報酬は、災害出動以外の警戒出動、行方不明者捜索等を目的として出動した場合に支給する。
- 3 訓練出動等報酬は、各種訓練、警備、本市のイベント協力等を目的として出動した場合に支給する。
- 4 分団長会議報酬は、分団長会議に出席した場合に支給する。